具体的には、大鳥は、更生計画認可後、法令上必要とされる手続（金馬車グループの営業上の許認可の承継を含む）が履践された後、速やかに大鳥を吸収合併存続会社として、金馬車を、次いで更生会社を合併する（これら合併後の存続会社は定款を変更し商号を「株式会社アンダーツリー東京」とする（第８章第３節参照）。以下「アンダーツリー東京」という。）。そのうえで、アンダーツリー東京は、法人格を維持したまま既存株式全部の無償取得、消却と100パーセント減資を行った後に、同日中に、アンダーツリー東京は、募集株式の全てをアンダーツリーに割り当て、同増資額及びアンダーツリーからの融資額による支援を受ける。

更生会社等は、当該支援額と更生計画作成基準日である平成27年５月31日（以下「基準日」という。）時点での現預金残高を弁済原資とし、かかる弁済原資から、①金馬車の共益債権、更生担保権、優先的更生債権、一般更生債権（ただし、更生会社について更生手続を開始する旨の決定（以下「本件更生手続開始決定」という。）があった平成27年１月13日（以下「本件更生手続開始決定日」という。）以後の利息損害金を除く。）の各弁済、②更生会社と大鳥の共益債権、更生担保権、優先的更生債権の各弁済を実施した後の残額をもって、更生会社と大鳥の一般更生債権者に按分弁済を行う。

更生会社と大鳥の一般更生債権を按分弁済とし、金馬車の一般更生債権を全額弁済とするのは以下の理由による。すなわち、スポンサー選定手続において、アンダーツリーは更生会社等を一体のものとして企業価値を算出し、金馬車グループに対する支援を表明しており、各更生会社間の企業価値の差を具体的に認識した上で支援額を算出したものではない。もっとも、金馬車の一般更生債権については、その確定更生債権の総額が約１億8300万円と比較的少額であり、その多くが商取引債権又は敷金、保証金であること、最大債権者の債権額が約5200万円であるところ、会社更生法47条５項後段の少額債権弁済許可を裁判所から得て既に約6000万円以下の商取引債権の多くを弁済済みであることなどを考慮し、全額弁済とすることが公平に資すると思料され、他方で、このような事情のない更生会社と大鳥の一般更生債権については、前述した更生会社等の事業運営の一体性などから、両社の債権者も按分弁済に親和的な認識を有していること、金馬車と更生会社の売上等の経営指標における金額の割合をもとに、更生会社と大鳥の一般更生債権者に対する弁済率を算出した場合でも按分弁済をしたのとほぼ同様の結果となること等を考慮し、按分弁済とすることが公平に資するものと思料されたものである。

第２節　更生計画の骨子

第１　定義

１　本件一括弁済日

本件吸収合併効力発生日（第８章第１節第３に定義する。）の翌日以降、更生計画認可決定の確定日から３か月以内の日までの間で管財人が定める日をいう。

２　追加弁済日

追加弁済原資（第３章第３節第２、２⑵参照）が確定できた日から３か月以内の日で、裁判所の許可を得て管財人が定める日をいう。

第２　弁済方針

前述第１節の基本方針に基づく更生債権等の弁済方針は、以下のとおりである。

１　更生担保権

確定更生担保権額の全額を、本件一括弁済日に、一括弁済する。

２　優先的更生債権

本件更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日までの間に生ずる延滞金等免除後の債権額の全額を、本件一括弁済日に、一括納付する。

３　一般更生債権

確定更生債権から開始後利息損害金等の免除を受けた弁済対象更生債権については、その25パーセントを、本件一括弁済日に、弁済する。

その後、追加弁済原資がある場合には、上記弁済対象更生債権に更生債権の追加弁済の際に定まる弁済率を乗じた金額を、弁済する。

なお、例外について、第３章第３節第２、３を参照されたい。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権の表示

確定した更生担保権は以下のとおりである。

確定更生担保権額　合計235,296,000円（別表６「更生担保権弁済計画表」）（債権者数　合計１名）

第２　権利の変更及び弁済方法

本件一括弁済日に、別表６「更生担保権弁済計画表」の「弁済額」欄記載の金額を支払う。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び納付方法

第１　優先的更生債権の表示

優先的更生債権（届出のある租税等の請求権）の債権額は、以下のとおりである。

届出債権額　1,773,330円及び額未定（別表７「優先的更生債権納付計画表」）（債権者数　合計５名）

（内訳）本税・督促手数料　1,773,330円

更生手続開始決定日以後の延滞税、利子税又は延滞金（以下「延滞税等」という。）　額未定

第２　権利の変更及び納付方法

１　更生手続開始決定日以後の延滞税等の免除

⑴　別表７「優先的更生債権納付計画表」記載の租税等の請求権（以下「租税等請求権」という。）のうち、本件更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、更生計画認可決定の日）までの間に生じる延滞税等及び更生計画認可決定の日の翌日から納税を完了する日までの延滞税等については、徴収の権限を有する者の意見を聴いた上で、その全額について、更生計画認可決定の日に免除を受ける。

⑵　前述⑴による免除後の租税等請求権の全額（別表７「優先的更生債権納付計画表」記載の「納付額」欄記載の金額）を、本件一括弁済日に一括納付する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定した更生債権の表示

確定した一般更生債権は以下のとおりである。

確定一般更生債権額　合計1,467,428,292円及び額未定（別表８「一般更生債権弁済計画表」）（債権者数　合計３名）

第２　権利の変更及び弁済方法

１　免除

⑴　免除の効力の発生

ア　本件更生手続開始決定日以後の利息、遅延損害金及び違約金については、更生計画認可日に全額免除を受ける。

イ　前述アによる免除後の一般更生債権額から後述２⑴に規定する弁済額を控除した残額について本件一括弁済日に免除を受ける。

⑵　追加弁済による免除の効力の失効

前述⑴の免除後に後述２⑵による追加弁済を行う場合は、その追加弁済を行う日において、それぞれの追加弁済額の限度において、前述⑴イの免除は効力を失う。